

○美祢市婚活支援事業補助金交付要綱

令和2年7月29日

告示第118号

改正 令和3年3月9日告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、昨今の晩婚化及び未婚化が進行する状況に対する取組として、結婚を希望する独身男女の結婚活動を支援することで、出会いのきっかけづくりを創出する雰囲気醸成し、もって地域及び事業所等の結婚支援体制を充実させ、市内定住を促進させることを目的として交付する美祢市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) やまぐち結婚応援団 やまぐち子育て連盟事務局（山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課）がやまぐち子育て県民運動サポート会員やまぐち結婚応援団として登録した団体をいう。
- (2) 商品券 美祢市商工会が発行する市内で使用できる商品券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内に事務所を置く団体又はやまぐち結婚応援団の登録を受けている団体（以下「団体」という。）とする。ただし、宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする者及び公益を害するおそれのある者については、対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、団体等が結婚を希望する独身男女の交流又は健全な出会いの創出を目的として実施するイベント（以下「補助対象事業」という。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 営利を目的としないものであること。
- (2) 令和2年8月1日から令和4年3月31日までの間に実施したものであること。
- (3) 20歳以上の独身の者を対象とするものであること。
- (4) 参加予定者がおおむね10人以上のものであること。
- (5) 参加予定者の男女の比率に著しい差異が生じないものであること。
- (6) 参加予定者の半数以上が市内に居住する者又は市内に勤務する者であること。
- (7) 原則、市内の店舗、施設等を会場とすること。
- (8) 参加者を募集する際、美祢市婚活支援事業であることをチラシやウェブサイト等に明

示していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 備品購入費
- (2) 人件費
- (3) 参加者が消費する経費（飲食代、交通費、宿泊費、商品代等）
- (4) 交付対象とすることが社会通念上適正でないと認められる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額とし（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）、1件の補助対象事業につき10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、婚活支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、婚活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な補助金の交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた団体は、事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）しようとするときは、婚活支援事業補助金事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（別記様式第6号）
- (2) 変更収支予算書（別記様式第7号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、事業内容の変更を承認したときは、婚活支援事業補助金事業計画変更承認通知書（別記様式第8号）により、当該団体に通知するものとする。

3 第1項の軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

- (1) 事業計画の内容の変更が、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合
- (2) 事業に要する経費の配分の変更が、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合
(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けようとする団体は、婚活支援事業実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、事業実施後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績書（別記様式第10号）
- (2) 収支決算書（別記様式第11号）
- (3) 参加者名簿（別記様式第12号）
- (4) 広告類（チラシ、ウェブサイト等の写し）
- (5) 補助対象事業の様子がわかる写真
- (6) 補助対象経費の領収書又は請求書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書に係る書類等を審査した結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、婚活支援事業補助金確定通知書（別記様式第13号）により団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた団体（以下、交付対象団体という。）は、婚活支援事業補助金交付請求書（別記様式第14号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 市長は、交付対象団体が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することについて不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付対象団体に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第14条 交付対象団体は、補助対象経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(報告及び検査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象団体に対し報告を求め、又は関係職員に必要な検査をさせることができる。

(成婚祝金)

第16条 市長は、補助対象事業に参加し婚姻した者（以下「成婚者」という。）及びその補助事業を実施した交付対象団体（以下「成婚団体」という。）に対し、成婚祝金を交付する。

(成婚祝金の額)

第17条 成婚祝金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 成婚者 20,000円（成婚1組につき）
- (2) 成婚団体 30,000円（成婚1組につき）

(成婚祝金の交付対象者)

第18条 成婚祝金の交付の対象となる成婚者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象事業に参加した日から3年以内に同一の補助対象事業の参加者と婚姻していること。
- (2) 夫婦共に市内に住所を有し、婚姻日から引き続き3年以上市内に居住する意思があること。
- (3) 過去において、本要綱に基づき成婚祝金の交付を受けたことがないこと。

2 成婚祝金の交付の対象となる成婚団体は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 交付対象団体が実施した補助対象事業の参加者が、補助対象事業を実施した日から3年以内に同一の補助対象事業の参加者と婚姻していること。
- (2) 前号の夫婦が共に市内に住所を有していること。

(成婚祝金の請求)

第19条 成婚祝金の交付を受けようとする成婚者は、婚姻日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに成婚祝金交付請求書（別記様式第15号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（夫婦が市内に住所を有し同一世帯員として記載されているもの）

(2) 成婚報告書（別記様式第16号）

(3) 誓約書（別記様式第17号）

2 成婚祝金の交付を受けようとする成婚団体は、成婚祝金交付請求書（別記様式第15号）に成婚報告書（別記様式第16号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、成婚者から先に成婚祝金交付請求書の提出があったときは、添付不要とする。

（成婚祝金の交付）

第20条 市長は、成婚者又は成婚団体から前条の規定による請求を受けたときは、成婚祝金を交付する。

2 成婚祝金のうち、成婚者への成婚祝金はその相当額の商品券で交付するものとする。

3 前項により商品券の交付を受けた者は、速やかに受領書（別記様式第18号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第72号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

費目	補助対象経費
報償費	講師等の謝金（交通費及び弁当代を含む。）
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費（看板、のぼり、横断幕等を含む。景品、記念品等を除く。）
燃料費	借上車両、発電機等の燃料費
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費
通信運搬費	電話代、郵便料及び各種運搬費
手数料	振込手数料、各種申請手数料等
保険料	参加者、スタッフ等の保険料
広告料	新聞、テレビ等の広告費
委託料	会場、音響等の設営及び運営費等
使用料及び賃借料	会場・駐車場使用料、車両・機器・器具装置借上料等
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めるもの